

生駒市地域防災計画の一部改正に係る新旧対照表

第2編 基本計画

第1章 災害予防計画

第3節 防災環境の整備

第6項 災害時要援護者の安全確保 (P71)

第3編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画

第4節 防災環境の整備

第6項 災害時要援護者の安全確保 (P243)

2 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備

旧	新(案)
<p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>市は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、高齢者、障害者等の状況を把握し、台帳を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。</p>	<p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>市は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、高齢者、障害者等の状況を把握し、「災害時要援護者台帳」を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。</p> <p>なお、「災害時要援護者台帳」は、災害対策基本法第49条の1.0の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として位置づける。</p> <p>(2) 避難支援等関係者となる者</p> <p>市、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団等</p> <p>(3) 災害時要援護者台帳に掲載する者の範囲</p> <p>以下に掲げる者のうち、自ら避難することが困難であって、特に支援を要するもの。</p> <p>① 70歳以上のひとり暮らしの高齢者</p> <p>② 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者</p> <p>③ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項</p>

	<p>の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級・2級の者</p> <p>④ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けているA判定の者</p> <p>⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の者</p> <p>⑥ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者</p> <p>⑦ 前各号に準じる状態にあつて、自ら要援護者であることを申し出た者</p> <p>(4) 要援護者リストの作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>① 必要な個人情報</p> <p>ア 小学校区</p> <p>イ 要援護者の要件区分</p> <p>ウ 氏名 続柄</p> <p>エ 性別</p> <p>オ 生年月日(年齢)</p> <p>カ 住所</p> <p>キ 電話番号(ひとり暮らしの場合のみ)</p> <p>ク 世帯構成(氏名、続柄、性別、年齢)</p> <p>ケ 緊急連絡先(ひとり暮らしの場合のみ)</p> <p>コ 災害時における避難に関する事項</p>
--	---

	<p>サ ひとり暮らし情報（民生委員、主治医、通院、健康状態、食生活等）</p> <p>シ 住民コード</p> <p>ス その他の特記事項</p> <p>② 個人情報の入手方法</p> <p>市は、要援護者リストの作成に必要な個人情報を収集するため、生駒市個人情報保護条例第7条第3項の規定に従い、以下による方法により情報を収集する。</p> <p>ア 市福祉関係課が保有する次に掲げる台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> i 住民基本台帳 ii 高齢者台帳 iii 要介護認定台帳 iv 身体障害者更生指導台帳 v 療育手帳交付台帳 vi 精神障害者保健福祉手帳交付台帳 vii 市の関係各部課において支援が必要な状況にあると判断している者 <p>イ 関係機関の協力による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> i 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者世帯への訪問調査 ii 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供 iii 郡山保健所が所管する特定疾患医療受給者台帳に基づく情報の提供
--	--

	<p>iv 障害者団体からの情報の提供</p> <p>v ごみ収集（まごころ収集）からの情報提供</p> <p>vi その他必要に応じて実施される情報の提供</p> <p>(5) 災害時要援護者台帳の更新に関する事項</p> <p>時期を定めて年1回以上行う。また、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行う。</p> <p>(6) 災害時要援護者台帳の情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置</p> <p>① 災害時要援護者台帳及び個別支援計画は、当該災害時要援護者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。</p> <p>② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。</p> <p>③ 受け取った災害時要援護者台帳を必要以上に複製しないよう指導する。</p> <p>④ 災害時要援護者台帳の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で災害時要援護者台帳を取り扱う者を限定するよう指導する。</p> <p>⑤ 災害時要援護者台帳の提供先に対し、「災害時要援護者情報に係る秘密の保持に関する誓約書」を市に提出させる。</p> <p>⑥ 災害時要援護者台帳の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。</p> <p>(7) 要援護者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>避難準備情報や災害関連情報等は、要援護者本人のみならず、そ</p>
--	--

<p>(2) 障害者への情報伝達方法の確立</p> <p>市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。</p> <p>また、市は、障害者を含めた市民に防災知識の普及啓発を図るとともに、必要に応じて防災上の相談・指導を行う。</p> <p>(3) 緊急通報システムの整備</p> <p>市は、障害者、高齢者等のうち必要な者と消防本部等の間に緊急通報システムの充実を図る。また、要援護者向けの緊急通報システムの構築に努める。</p>	<p>の家族や避難支援等関係者に対しても広く周知する必要があるため、市は、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>(8) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>地域において、避難の必要性や災害時要援護者避難支援プランの意義等を十分に説明するとともに、避難支援等関係者等は全力で災害時要援護者を助けようとするが、助けられない可能性もあることを災害時要援護者に理解してもらうよう努める。</p> <p>(9) 障害者への情報伝達方法の確立</p> <p>市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。</p> <p>また、市は、障害者を含めた市民に防災知識の普及啓発を図るとともに、必要に応じて防災上の相談・指導を行う。</p> <p>(1.0) 緊急通報システムの整備</p> <p>市は、障害者、高齢者等のうち必要な者と消防本部等の間に緊急通報システムの充実を図る。また、要援護者向けの緊急通報システムの構築に努める。</p>
--	---